

京都市教育委員会告示第5号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書の規定により、次のとおり京都市立高等学校の通学区域の調整を行い、平成21年度第1学年入学者に適用する。

平成20年9月1日

京都市教育委員会

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科（類）及び人数
口丹通学圏（京都市立周山中学校の通学区域に限る。）	京都市立紫野高等学校	普通科第Ⅲ類 10人以内

（教育委員会事務局指導部学校指導課）